

第 34 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 8 年 6 月 2 日
2、招集場所	中公民館 3 階 大ホール
3、開会	午前 9 時 15 分
4、会議に付された件名	
議第 104 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 105 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 106 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 107 号	御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
報第 37 号	土地現況確認申請について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 和田 純 書 記 今 井 俊 介
6、会議録署名者	1 番 水野 宏治 委員、3 番 加藤 洋子 委員
7、欠席委員	14 番 奥村 俊雄 委員
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 34 回御嵩町農業委員会を開会します。（本日、14 番 奥村 俊雄 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。） 会議録 署名者に、1 番 水野 宏治 委員、3 番 加藤 洋子 委員を指名します。 それでは議第 104 号農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 104 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、別表のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 （議案書 3 ページ朗読） 別添資料は 1 ページから 10 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 7 番 山本 康彦 委員 説明願います。
7 番 山本康彦 委員	7 番 山本です。本案件は、農地転用許可後の事業計画変更であ

	ります。事案１・事案２の変更内容は異なりますが、変更理由は同一の為、審議及び採決は別で行いますが、説明は一緒に行わせて頂きます。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の１から１０ページをご覧ください。 内容としましては、申請当時は事業が順調に拡大しており、既存事務所が手狭になってきたため、事業拡大に伴う事務所移転を行う計画でした。 ２０１９年には「御嵩町小規模開発事業に関する条例」「乗り入れ部分の自費工事」の許可を得て土地造成工事まで完了し、事務所の建設に着手する段階で新型コロナウイルス感染症が発生し、事業の見通しが立たない状態で、事務所建設は一旦白紙となりました。その後、感染症の影響もなくなり事業についても売上が回復してきましたが、また今後、いつ不確実な状況になるかわからないため、一昨年事務所建設について社内で話し合い事務所建設は行わないと決定されました。 その後、土地の一部を株式会社アルフ２１のアパート入居者用の駐車場、残りは一般の駐車場に事業計画変更となります。農地転用許可後の事業計画の変更のため、経緯書が提出されました。 経緯書の内容からコロナウイルス感染者で多くのことが変わったことは事実であり、本件事案変更もやむ無しと思います。 ５月２１日に現地確認と事前説明を行いました。５月２６日には、現地確認を行いました。 以上から、事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。
会 長	山本康彦委員から１号事案と２号事案についての説明を一括で頂きましたが、採決はそれぞれ２つに分けて行います。まず今の案件について質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が１０ha未満であるため、第２種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。１号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、１号事案は適当と認め進達します。 次に２号事案について質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が１０ha未満であるため、第２種農地に位置付けられます。以上です。

会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議題105号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4ページをご覧ください。議題105号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。 (議案書5ページ朗読) 別添資料は11ページから31ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について7番 山本 康彦 委員 説明願います
7番 山本康彦 委員	7番 山本です。事務局より朗読のあった部分については、省略します。資料の11ページから13ページをご覧ください。 申請地の場所は、御嵩公民館より南に300m程の所です。申請の目的は、所有権の移転です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由は、次のとおりです。 譲受人は、申請地東側に2棟のアパートを所有しております。現在は、近隣企業との間で賃貸契約を結び、契約先企業で働く技能実習生が入居しておりました。技能実習生の交通手段は自転車のため、駐車場を必要としておりませんでした。しかし、時間の経過とともに近隣企業が移転する、技能実習生が減少するなど環境の変化があり、一般の日本人への賃貸を開始することにいたしました。 その場合、駐車場は必須となるため、譲渡人より申請地を買い受け、アパート入居者用の駐車場といたします。 事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可日から永年です。 資金については、土地取得費、造成費は全て自己資金で行います。 転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。申請地周辺にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出がないようにいたします。万が一、周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決いたします。 誓約書・土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳付属地図・土地利用計画書を確認しました。 以上が、本事案の申請内容ですが、本事案は、2019年4月に「事務所及び駐車場」を目的に農地法5条の許可を得ており、申請書通りに埋め立て、外周のコンクリートブロックは施工されており、周

会 長 事務局次長 会 長 13 番 中川洋二 委員	辺農地への影響は少ないと考えられ、5 条申請については、問題ないと思います。5 月 26 日に現地確認を行いました。 以上のことから申請内容に問題ないと思いますが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。 申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。 採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。 次に 2 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。 13 番 中川です。2 号事案について説明します。 事務局より説明のありました事項については省略します。 申請地は古屋敷公民館より北に 100m ところです。 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細としては、特定条件付売買予定地、譲受人は建設業の法人で以前より分譲予定地を探していた。申請地は市街地化が進んでいる区域内であり宅地のニーズも多いことから分譲地を整備したい。 譲渡人は遠方に住んでおり、申請地の維持管理が困難となり継続的に管理してくれる方を探していた、譲渡を希望されたため応じることにしたものとします。 権利の期間は永年、資金調達は土地取得費・土地造成費・建設費、すべて全額自己資金で行います。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、東側は田及び宅地・西側及び南側は用悪水路・北側は道路及び宅地。 雨水は一定の水路を設け南側用悪水路へ排水、汚水は北側下水道へ接続、造成は周囲を擁壁及びコンクリートブロック 2 段設置 30 cm 以内の盛土のみの造成。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとのこと。 申請書類については許可申請書・登記簿全部事項証明書・位置図・土地利用計画図・預金残高証明・法人の登記簿・宅地建物取引業者免許証・代替地検討資料・水利組合との同意書・特定建築条件付売買予定地に関する誓約書・工事スケジュール・委任状を確認。 5 月 22 日に西尾特定行政書士立ち合いにて事前の現地確認。5 月 26 日現地確認を行いました。 以上のことから、2 号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。
--	---

会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が一定の程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha 未満であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議第106号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	6ページをご覧ください。議第106号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページ朗読) 別添資料は32ページから36ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。
2番田中幹三郎委員	2番 田中です。1号事案について説明します。 なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。資料は32から36ページまでをご覧ください。 権利を設定し、または移転しようとする契約の内容は以下の通りです。 権利の設定時期は、許可あり次第、所有権移転を行います。 土地の引き渡しの時期は令和8年5月11日となっておりますが、大口行政書士が4月に申請を出す予定で進めていたところ、締め切り日を勘違いしていたため、5月の申請となってしまいました。令和8年6月11日と読み替えていただきますようお願いいたします。 契約期間は永年です。 申請人双方の移転等の理由は以下の通りです。「譲渡人は体力的な面から農地の維持管理が困難になり、譲渡を考えていた。譲受人は申請地の周囲に自身が耕作する土地を複数所有しており、営農拡大のため、申請地を譲り受けます、」というものです。 土地代金は0円です。 申請地周辺の状況について説明します。3筆の申請地はいずれも譲受人の農地と隣接しています。これにより、譲受人の耕作がしや

	すくなります。申請地の譲渡先としては最適な方だとも思います。 現地の状況の確認は5月25日、籠橋推進委員と大口行政書士及び、譲受人と私の4名で確認をしてきました。筆界も明確であり、今後の管理について特に問題となる点はないと思います。 以上のことからわたくしは本申請内容について問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
会 長	続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
籠橋 良平 推進委員	はい、籠橋です。5月25日に田中委員と現地確認を行いました。何も問題ないと思います。皆さまのご審議をよろしく願います。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に議第107号 御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	8ページをご覧ください。議第107号 御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について。別表のとおり、農業委員会等に関する法律第17条の規定による御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について意見を求めるものとする。9ページをご覧ください。 農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に改正され、農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を地域で行う農地利用最適化推進委員が新たに新設されました。御嵩町では本年7月19日に委員の任期が満了するため、本年1月19日から2月16日の期間にホームページ等で募集したところ、表の4人の方について、申込および推薦があり、資格審査等を行いました。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会から委嘱されることとなっており、この4人の方を農業委員会等に関する法律第17条の規定により御嵩町農地利用最適化推進委員候補者として決定することについて、意見を求めるものです。
会 長	この事案について、田中 宣行 推進委員、籠橋 良平 推進委員、鍵谷 道隆 推進委員に関係する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで田中 宣行 推進委員、籠橋 良平 推進委員、鍵谷 道隆 推進委員は退席をお願い

	いたします。 (3名 退席)
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、採決に入ります。
会 長	議第 107 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議第 107 号は適当と認めます。 審議終了いたしましたので、田中 宣行 推進委員、籠橋 良平 推進委員、鍵谷 道隆 推進委員の着席を認めます。 (3名 着席)
会 長	次に、報第 37 号 土地現況確認申請に対する完了確認について、事務局より報告願います。
事務局	10 ページをご覧ください。報第 37 号 土地現況確認申請について。別表のとおり御嵩町農業委員会に対し土地現況確認申請があり、農地転用許可に係る転用の目的を達成し、事業完了したことを確認したため、委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。 (議案書 11 ページを朗読) 続いて 1 号事案の内容について説明します。資料は 37 ページから 40 ページまでをご覧ください。 本件につきましては、住宅・車庫・進入路用地の設置に対して平成 8 年 9 月 30 日付けにて農地転用許可を取得しており、過年度より住宅・車庫・進入路用地として利用をしていました。 提出に至った経緯についてですが、土地所有者は申請地を令和 7 年 6 月 24 日に相続しており、土地の状況整理をした結果、過去に農地転用許可を取得していたが、地目変更が未了のままであったことが判明したため、土地現況確認申請の提出を行ったとのことです。 5 月 15 日に、地区担当委員の加藤 洋子 委員及び農業委員会事務局にて現地確認を行いました。現地は住宅・車庫・進入路用地として管理されておりました。加藤 洋子 委員との協議の結果、平成 8 年 9 月 30 日付けの農地転用許可内容に対する、転用事業が完了し、農地以外の土地に転用されていることを確認しました。 また、申請者に対しては令和 8 年 5 月 19 日付けにて、申請地について調査の結果、申請書記載のとおり相違ない旨を回答いたしましたので、皆様にご報告いたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。

会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
-----	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

1 番

3 番